

掲示(飲用)の変更点

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉成分や禁忌症、入浴や飲用の注意等についての掲示を義務付けられていますが、この掲示内容の基準が最新の医学的知見に基づき改訂になりました。

改正点

- 1) 適応症 (表①のとおり)
- 2) 禁忌症 (表②のとおり)
- 3) 飲用限量 (表③、④のとおり)
- 4) 飲用の心得 (別紙様式に記載)

適応症

表①泉質別適応症

泉質	現行(取り消線は今回削除)	改訂後(四角囲みは今回追加)
塩化物泉	慢性消化器病、慢性便秘	萎縮性胃炎、便秘
炭酸水素塩泉	慢性消化器病、糖尿病、痛風、肝臓病	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常(糖尿病)、高尿酸血症(痛風)
硫酸塩泉	慢性胆嚢炎、胆石症、慢性便秘、肥満症、糖尿病、痛風	胆道系機能障害、 <u>高コレステロール血症</u> 、便秘
二酸化炭素泉	慢性消化器病、慢性便秘	胃腸機能低下
含鉄泉	貧血	鉄欠乏性貧血
含銅-鉄泉	貧血	
含よう素泉		<u>高コレステロール血症</u>
硫黄泉	糖尿病、痛風、便秘	耐糖能異常(糖尿病)、 <u>高コレステロール血症</u>
酸性泉	慢性消化器病	
含アルミニウム泉	慢性消化器病	
放射能泉	痛風、慢性消化器病、慢性胆嚢炎、胆石症、神経痛、筋肉痛、関節痛	
上記のうち二つ以上に該当する場合	医師の意見を聴いたうえ、それぞれの適応症を併記するか決定する。	該当するすべての適応症

禁忌症

(いままでの泉質別の禁忌症が、今回、含有成分別の禁忌症に変更になりました。)

表②成分別禁忌症(見直し後)

成分と算出式	含有成分別禁忌症
ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)
カリウムイオンを含む温泉を1日(900/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、カリウム制限の必要な病態(腎不全、副腎皮質機能低下症)
マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、下痢、腎不全
よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、甲状腺機能亢進症
上記のうち、二つ以上に該当する場合	該当するすべての禁忌症

Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指します。

〇〇mLは、左欄の計算式の結果です。(500mLを超える場合は、禁忌症の掲示は不要)

飲用限量

表③ 1日の飲用限量

ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀が含まれる場合は、1日の飲用量が制限されます。

成分	1日の飲用量の上限(mL)
ひ素	(0.1 / A) × 1,000mL
銅	(2.0 / A) × 1,000mL
ふっ素	(1.6 / A) × 1,000mL
鉛	(0.2 / A) × 1,000mL
水銀	(0.002 / A) × 1,000mL

- ・計算結果の一番小さいのが1日の飲用限量になります。
- ・500mLを超える場合は、記載不要。

A:温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)

表④ 1回あたりの飲用限量

遊離炭酸(遊離二酸化炭素)が含まれる場合は、1回あたりの飲用量が制限されます。

成分	1日の飲用量の上限(mL)
遊離炭酸(遊離二酸化炭素)	(1,000 / A) × 1,000mL

- ・算出された値が150mL未満の場合、1回あたりの飲用量を記載します。

A:温泉1kg中に含まれる遊離炭酸の重量(mg)

掲示内容の作成手順(飲用)

掲示内容は、下記の4つにより構成されています。

- ①温泉成分
- ②適応症、禁忌症
- ③飲用限量
- ④飲用の心得

掲示内容

①	②	④
温泉成分	適応症 禁忌症	飲用の 心得
	③	
	飲用限量	

変更部分は、②、③、④

右上の手順①～④に従って記入してください。

この部分は、変更ないので、今の掲示をそのまま写す。

①温泉成分の記載
 ・現在の掲示の基となった温泉分析書をそのまま使う場合
 現在の掲示をそのまま写してください。

申請書に添付する掲示内容

温泉地名
 利用施設名
 採水位置
 泉質名
 源泉の温度
 供用場所での温度

含有成分

温 度		℃ (分析時の温度)	
蒸発残留物		mg/kg	水素イオン濃度 (pH)
試料 1 kg 中の成分の分量			
(1)陽イオン		ミリグラム (mg)	(2)陰イオン
			ミリグラム (mg)
水素イオン (H ⁺)			フッ素イオン (F ⁻)
リチウムイオン (Li ⁺)			塩素イオン (Cl ⁻)
ナトリウムイオン (Na ⁺)			臭素イオン (Br ⁻)
カリウムイオン (K ⁺)			ヨウ素イオン (I ⁻)
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)			水酸イオン (OH ⁻)
カルシウムイオン (Ca ²⁺)			硫化水素イオン (HS ⁻)
アルミニウムイオン (Al ³⁺)			硫酸水素イオン (HSO ₄ ⁻)
マンガンイオン (Mn ²⁺)			硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)
鉄 (II) イオン (Fe ²⁺)			リン酸二水素イオン (H ₂ PO ₄ ⁻)
			リン酸水素イオン (HPO ₄ ²⁻)
			炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)
			炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)
(3)遊離成分			
①非解離成分		ミリグラム (mg)	②溶存ガス成分
			ミリグラム (mg)
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)			遊離二酸化炭素 (CO ₂)
メタホウ酸 (HBO ₂)			遊離硫化水素 (H ₂ S)
メタ亜硫酸 (HAsO ₂)			
(4)その他の微量成分			
溶存物質総量 (ガス性のものを除く)		mg/kg	

分析年月日 年 月 日

登録分析機関 温泉成分の定期的な分析(10年毎)の基準日
10年以内に再分析が必要

登録番号

使用源泉名

②適応症・禁忌症の記載

(1)適応症の記載

- ・泉質名を確認してください。
- ・別紙から泉質に該当する適応症を記載します。
- ・該当しないものは、記載不要です。

(2)禁忌症の記載

- ・別紙から各成分ごとの飲用量を計算します。
- ・計算結果が500mL以上の場合は、記載不要です。
- ・計算結果が500mL未満の場合は、成分に該当する禁忌症を記載します。

記載例 1日に〇〇mL以上の場合は、△△
 (計算結果) (成分の禁忌症)

③飲用限量

(1)別紙より1日の飲用限量を算出し、記載します。

- ・ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀が含まれる場合は、別紙により計算して下さい。
- ・計算結果がいずれも500mLの場合は、記載不要。

(2)別紙より1回あたりの飲用量を算出し、記載します。

- ・温泉に遊離炭酸(遊離二酸化炭素)が含まれる場合は、別紙により計算して下さい。

④飲用の心得の記載

(1)③の作業で飲用限量の無い場合は、5行目の「飲用の制限があります。」を取り消し線で消す。

温泉利用の注意 (飲用)

温泉法第18条の規定による掲示

温泉療養の場合、飲用効果が大きいといわれていますが、この掲示をよく読んで、正しい温泉飲用を行いましょう。

- 適応症及び禁忌症**
- この温泉を飲用すると次のような疾患や症状に効果がありますが、反面、飲用するとかえってさしきわりがある疾患等もありますので、よく注意して飲用しましょう。
- (1)適応症 (飲用すると効果がある疾患及び症状)
- 泉質に該当する適用症を記載 (該当しない場合は記載しない。)
- (2)禁忌症 (飲用を控えた方がよい疾患及び症状)
- 成分に該当する禁忌症を記載 (該当しない場合は記載しない。)
- 飲用の心得**
- (1)決められた場所で飲用してください。
 - (2)ゆっくりと1口ずつ飲用してください。
 - (3)温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、1日の総量はおおよそ200～500mLまでとしてください。
 この温泉は、そのほかに飲用量の制限があります。
飲用限量がない場合は、消す。
 - (4)15歳以下の人については、飲用を避けてください。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉についてはこの限りではありません。
 - (5)飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けてください。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴いてください。
 - (6)飲泉場所から温泉水を持ち帰って飲むことはやめてください。
 - (7)飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことをおすすめします。

飲用限量 (1日の量)

mℓ

※ を含むため。
 ※15歳以下は、飲用をさけること。

ただし、1回あたりの限量 mℓ

※遊離炭酸(遊離二酸化炭素)を含むため。

別紙より成分別(ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀)飲用量を計算し、最少となった成分と値を記載する。(500mL以上の場合は、記載不要)

平成 年 月 日

別紙より1回あたり飲用量を計算し、記載する。(150mL以上場合は、記載不要)

揭示(飲用)の作成 別紙

適応症

表①泉質別適応症

泉質	適応症
塩化物泉	萎縮性胃炎、便秘
炭酸水素塩泉	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常(糖尿病)、高尿酸血症(痛風)
硫酸塩泉	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘
二酸化炭素泉	胃腸機能低下
含鉄泉	鉄欠乏性貧血
含よう素泉	高コレステロール血症
硫黄泉	耐糖能異常(糖尿病)、高コレステロール血症
上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症

禁忌症

表②成分別禁忌症

左欄の計算結果を右欄の〇〇mlに転記したうえで、禁忌症を記載する。

成分と算出式	含有成分別禁忌症
ナトリウムイオンを含む温泉を1日 $(1,200/A) \times 1,000\text{mL}$ を超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)
カリウムイオンを含む温泉を1日 $(900/A) \times 1,000\text{mL}$ を超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、カリウム制限の必要な病態(腎不全、副腎皮質機能低下症)
マグネシウムイオンを含む温泉を1日 $(300/A) \times 1,000\text{mL}$ を超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、下痢、腎不全
よう化物イオンを含む温泉を1日 $(0.1/A) \times 1,000\text{mL}$ を超えて飲用する場合	1日に〇〇mLを超えて飲用する場合は、甲状腺機能亢進症
上記のうち、二つ以上に該当する場合	該当するすべての禁忌症

Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指します。

〇〇mlは、左欄の計算式の結果です。

500mLを超える場合は、禁忌症の記載は不要(1日の飲用限度量500mLを超えるため)

飲用限度量

表③ 1日の飲用限度量

ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀が含まれる場合は、1日の飲用量が制限されます。

成分	1日の飲用量の上限(mL)
ひ素	$(0.1/A) \times 1,000\text{mL}$
銅	$(2.0/A) \times 1,000\text{mL}$
ふっ素	$(1.6/A) \times 1,000\text{mL}$
鉛	$(0.2/A) \times 1,000\text{mL}$
水銀	$(0.002/A) \times 1,000\text{mL}$

A:温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)

- ・計算結果の一番小さいのが1日の飲用限度量になります。
- ・その成分を(〇〇が含まれるため)と記載
- ・500mLを超える場合は、記載不要。

表④ 1回あたりの飲用限度量

遊離炭酸(遊離二酸化炭素)が含まれる場合は、1回あたりの飲用量が制限されます。

成分	1日の飲用量の上限(mL)
遊離炭酸 (遊離二酸化炭素)	$(1,000/A) \times 1,000\text{mL}$

A:温泉1kg中に含まれる遊離炭酸の重量(mg)

- ・算出された値が150mL以上の場合は、記載不要です。

成分別禁忌症の記載例

(例) ナトリウムイオン 3,000mg/kg → 1日に400mLを超えて温泉を飲用する場合は、塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)

(例) カリウムイオン 200mg/kg → 記載不要 (計算結果が500mL以上のため)

(例) よう化物イオン 1mg/kg → 1日に100mLを超えて温泉を飲用する場合は、甲状腺機能亢進症